

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課						
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)			
消費生活の環境基盤整備	【1-1】	関係機関とのネットワークの強化	1	市役所内ネットワークの強化	総合的な取り組みができるように、市役所内関係部署などが横断的に連携し、ネットワークの強化を図り、消費生活の基盤整備を推進します。多重債務者問題などのトピックスをテーマとした市役所内研修や連絡会を開催することで、関係部署相互の理解と連携を促進します。	消費生活センター	特別相談及び庁内・外の研修の情報を共有する。 また、多重債務者問題庁内連絡会などを定期的に実施する。	下記の会議へ参加し情報共有を図ったほか、多重債務者問題庁内連絡会関係部署職員が東京都多重債務者問題対策協議会主催の研修会に参加した。 ・子ども・若者育成支援計画策定庁内検討会 1回参加(6月) ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 1回参加(6月) ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 1回参加(9月) ・多重債務者問題に関する研修(新任職員向け):6月、3人 11月、4人 ・多重債務者問題に関する研修(経験者向け):6月、1人 また、11月、多重債務者問題庁内連絡会を実施し、日本貸金業協会講師による研修を行った。	左記会議へ参加し、防犯課、生活自立支援課と定期的に情報共有を行い、また、11月には多重債務者問題庁内連絡会を開催して関係所管間の相互理解と連携を図ることができた。 東京都多重債務者問題対策協議会主催の研修には、庁内連絡会構成所管課の職員を派遣し、多重債務者問題に関する情報の共有を図った。	特別相談及び庁内・外の研修の情報を共有する。 また、多重債務者問題庁内連絡会などを定期的に実施する。
			2	地域のネットワークづくり	地域のコミュニティ機能のさらなる向上を目指し、警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、地域包括支援センターなどのネットワークづくりに取り組みます。	消費生活センター	高齢者あんしん相談センターなどへの消費生活に関する情報提供・情報交換を実施し、現状の高齢者あんしん相談センターを中心としたネットワークを活かしながら、消費者被害防止の見守りを行う。また、今年度は社会福祉協議会と協力しサロンを実施している団体のスタッフを対象に高齢者見守り講座を実施する。	高齢者あんしん相談センター地域ケア会議に出席したほか、国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターへ毎月提供した。 ・高齢者あんしん相談センター地域ケア会議出席 2回 ・高齢者あんしん相談センターに消費生活に関する情報提供 12回(毎月) ・商店会連合会が実施したイベント(八王子あきんど祭り)で消費生活の啓発物品等を配付し、来場者への消費生活に関する啓発を行った。対象1,750名 ・社会福祉協議会を協力しサロンを実施している団体のスタッフを対象に高齢者見守り講座を実施した。12回・273名 ・パルシステム(生活協同組合)の協力で、商品の配達時に日野市と協同作成した消費生活の注意喚起情報(チラシ)を組合員17,000世帯に配布した。	高齢者あんしん相談センターの定例会や地域ケア会議に出席し、情報提供、情報交換を行ったほか社会福祉協議会を協力しサロンを実施している団体のスタッフを対象に高齢者見守り講座を実施し、消費生活に関する啓発が図られた。民間企業と他市との広域のネットワーク構築に繋がったと共に、消費生活に関心の高い消費者への啓発が期待できる。	高齢者あんしん相談センターなどへの消費生活に関する情報提供・情報交換を実施し、高齢者あんしん相談センター等を中心としたネットワークを活かしながら、消費者被害防止の見守りを行う。 地域との係りのある身近な組織とのネットワークを通じて、注意喚起情報などを効果的に発信する。
			3	消費者団体への支援	安全・安心な消費生活が実現できるように、八王子市消費者団体連絡会を中心に、情報交換や地域の消費者団体などへの活動支援・連携強化を図ります。	消費生活センター	消費者団体連絡会や市内の消費者団体への活動支援・連携強化及び消費者団体連絡会への加入促進を図る。 ・八王子市消費者団体連絡会:4回開催	消費者団体連絡会で情報交換などを行い、各消費者団体の活動支援・連携強化を行った。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回は新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・「フードバンク八王子」の消団連への加盟(令和元年12月より)	消費者団体連絡会を開催し、消費生活に関する情報交換を活発に行ったことにより、各団体間の連携の強化につながった。	消費者団体連絡会や市内の消費者団体への活動支援・連携強化及び消費者団体連絡会への加入促進を図る。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回は新型コロナウイルス感染拡大防止により中止)
			4	警察との連携強化	悪質商法や詐欺などに対しては、警察など関係機関と連携強化を図ります。	消費生活センター	生活安全対策協議会、防犯対策連絡会やイベントへの参加や情報提供・情報共有を通じて、連携強化を図る。	防犯対策連絡会やイベントへの参加により情報提供・情報共有を図り連携を強化した。 また、消費生活審議会・消費者教育推進会議にオブザーバーとして警察からの参加を依頼し、情報提供・共有を図り連携を強化した。 ・防犯対策連絡会 1回出席(11月19日) ・特殊詐欺防犯防止対策パネル展に参加(啓発チラシ配布)(5/27~6/7) ・防犯・防災フェア(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止) ・消費生活審議会・消費者教育推進会議開催 各2回(7月26日、11月11日)	防犯対策連絡会やパネル展に参加することで関係機関との情報共有と連携強化が図られた。 また、消費生活審議会などの会議で警察からの意見やアドバイスをもらうことにより、実態の共有ができ、相互の連携を強化することができた。	防犯対策連絡会やイベントへの参加を通して、情報交換・情報共有を行い関係機関との連携を強化する。
関係機関との連携強化	(2)	事業者、商店会等との連携強化	1	商店街活性化の推進	地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔のみえる安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。	産業政策課	引き続き商店街の組織化及び商店街加入者の増加に繋がる支援を行う。	商店会連合会主催イベント「あきんど祭り2019」の開催にあわせて、未加入商店会に対して加入促進を行った。	加入実績はなかったが、商店会連合会の存在を知ってもらえた。加入に結びつけたい。	新型コロナウイルス感染症防止対策に取り組む商店街を支援することで、商店会連合会への加入促進につなげる。4月~3月
			2	事業者指導の実施	食の安全に関する知識と理解の推進として、許可更新時における事業者向けの講習会や実務者講習会を通じて、食中毒防止、食品の取り扱い、食の安全に関する情報提供と指導を実施します。	生活衛生課	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月)	・事業者向け講習会については、毎月開催し、延べ13回開催した。 ・実務者講習会は、7月と11月に開催した。 ・大規模商業施設等食品取扱事業者に対する衛生講習会を、4回開催した。	・講習会を通じ、事業者に食中毒予防等に必要知識や対応方法を情報提供することができた。 ・食品衛生上の観点から、事業者に対する指導は継続的に実施していく必要がある。	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。
			3	事業者への啓発	商店会や商工会議所とも連携し、事業者に対して、法令遵守、消費者への適切な情報提供について啓発を行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北西地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:9月・10月 検査地域:北西地域 家庭用品:21店舗(63品目) 電気用品:7店舗(10機種) ガス用品:1店舗(2機種) 液化石油ガス器具:2店舗(4機種) 消費生活用製品:10店舗(22機種)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:南東地域
			4	商店会、商工会議所との連携	商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。	消費生活センター	商店会などと連携し、地域の経済団体などへの消費生活に関する情報提供・情報交換を実施する。	商店会などと連携し、地域の経済団体などへの消費生活に関する情報提供・情報交換を実施した。 ・あきんど祭り(商店会連合会開催)で消費生活トラブルの啓発及び消費生活センターへの相談をチラシの配布でPRした。1,750人に配布	商店会などと連携し、比較的高年齢層への消費生活トラブルの啓発や相談先として消費生活センターの周知が広まり、悪質商法に狙われやすい高齢者へ注意喚起が進んだ。	今後も商店会や経済団体等との連携を通じ消費生活に関する情報提供・情報交換を行うとともに、市民に対しても周知を行える場や機会を広げる。
			産業政策課	引き続き、商店会・商工会議所などが実施するイベントなどの場で普及啓発や情報提供を行う。	イベントで啓発グッズの配布を行った。	啓発グッズを受け取る消費者も多く、情報提供がきている。	新型コロナウイルス感染症の影響でイベントの開催が未定の状況であるが、各店舗で配布するなどを検討していく。4月~3月			

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課					
		事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する 令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	
1-1 【続】 【関係機関との連携の強化】	【続】(2) 事業者、商店会等との 連携強化	5	計量業務を通じての事業者との連携	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:4~8月 立入検査実施時期:(前期)6月~7月 (後期)10~12月	市内全域を対象に、小型・中型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間:5月~8月 検査戸数:942件 検査個数:はかり 2,115個 分銅・おもり 603個 【立入検査】 検査時期:6月・7月 検査地域:南東地域 検査戸数:45件 検査個数:1,026個 検査時期:10月・11月 検査地域:南西地域 検査戸数:35件 検査個数:870個	はかりの定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:4月~6月 立入検査実施時期:(前期)6月・7月※コロナウイルス感染拡大防止により中止 (後期)10月・11月	
		1	事故情報などの迅速な提供	消費生活センター	引続き、関係機関と連携を図り、市ホームページ、SNSやポスター・チラシなどで市民への迅速な情報提供に努める。	商品の重大事故はなかったが、コロナウイルス感染症等を始めとする相談事例等に関して市ホームページ、SNS、ポスター・チラシを利用して、速やかに市民への情報提供を行った。また、関係機関や民間の事業者と連携し、必要な市民へ直接情報提供ができるよう仕組みづくりに取り組んだ。	タイムリーな注意喚起情報の提供、また、市ホームページ等を活用することで広く市民へ周知することができ、消費者がトラブルから身を守るための啓発を効果的にでき、相談につながった。	引続き、関係機関と連携を図り、市ホームページ、SNSやポスター・チラシなどで市民への迅速な情報提供に努める。	
【消費生活の環境基盤整備】	(1) 情報の収集と効果的な発信	2	市民への安全情報の提供	消費生活センター	引続き、関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供に努めた。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行うことができた。 出前講座(9回 331名) 消費生活講座(3回 42名) みらいひろば(2回 44名)	タイムリーな注意喚起情報の提供により、危険から身を守るための啓発を効果的にできた。出前講座は、新型コロナの影響で中止になった回があったが参加者は増加した。	引続き、関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。	
		3	関係機関との情報共有	消費生活センター	引続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を図る。	防犯対策連絡会への参加などを通じて、警察と消費者被害に関する情報共有を図った。また、東京都と連携して「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」及び「若者向け悪質商法被害防止キャンペーン」の実施や、出前講座などでリーフレットを配布するなどして、情報提供に努めた。 隣接する日野市と協力して注意喚起情報チラシを作成し、生活協同組合が会員への商品配達時に配った。	関係機関への迅速な情報提供や相談に関しての連携は、非常に効果的であり、今後もネットワークの活用を図る必要がある。 他市の消費者行政所管及び事業者と現状の情報交換が進み、協力体制が取れた。	引続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を図る。	
		4	知識の普及・啓発	消費生活センター	消費生活啓発推進委員と共に消費者の消費生活に関する知識の普及に取り組めます。	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル:6/1 ・生涯学習フェスティバル:10/26 ・消費生活フェスティバル:2/8 ・月間講演会八王子会場:11/22 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催) ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回 ・広報消費生活特集号発行	消費生活啓発推進委員会と協働で、「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」を通じて、消費生活に関する知識の普及に取り組んだ。 ・環境フェスティバル:6/1 アンケート協力500名 ・生涯学習フェスティバル:10/26 91名 ・月間講演会八王子会場:11/22 72名 ・消費生活フェスティバル:2/8 300名 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催)32名 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回 ・広報消費生活特集号発行 282,092部	各フェスティバルでは悪質商法の被害防止等の情報提供を行い、消費生活フェスティバルでは、東京都との共催講演会を同時開催、消費生活に関する情報提供ができた。月間講演会八王子会場では、様々な年代の方が参加できる講演会となった。また、消費生活ニュースでは「キャッシュレス決済」などの注目されている情報を提供した。また、くらしのレポートは、消費生活啓発推進委員会と消費生活センターとの共催のイベントなどの活動について掲載して発行することにより適切な啓発ができた。	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・月間講演会八王子会場 ・消費生活フェスティバル ・東京都共催講演会 12月 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回 ・広報消費生活特集号発行
		5	消費生活ニュース、くらしのレポートの発行	消費生活センター	定期的に「消費生活ニュース」、「くらしのレポート」の発行を行い、消費生活に関する情報を提供します。	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 H31.4~R2.3月号 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供した。 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 H31.4~R2.3月号 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回	消費生活ニュースでは「架空請求はがき」など注目されている情報を提供した。また、くらしのレポートは、消費生活啓発推進委員会と消費生活センターとの共催のイベントなどの活動について掲載して発行することにより適切な啓発ができた。	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース:毎月発行 12回 R2.4~R3.3月号 ・くらしのレポート:7・12・3月号発行 3回
		1	食の安全確保と情報提供	生活衛生課	食品衛生法に基づく必要な食品検査を実施し、食の安全確保に取り組めます。また、市民や事業者に対する講習会や講座、広報などを通して食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図ります。	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座	・市内で製造及び流通する食品検査を172検体実施した。 ・事業者向け講習会については、毎月開催し、延べ13回開催した。 ・実務者講習会は、7月と11月に開催した。 ・10月に食に関する街頭相談を八王子食品衛生協会と共催した。 ・市民からの依頼による出前講座を5回実施した。	・市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全安心の推進に寄与することが出来た。 ・事業者向け講習会及び市民向け講座を多数開催し、食の安全・安心に関する情報提供を効果的に行うことが出来た。 ・出前講座や街頭相談を通じ、行政及び事業者並びに市民の意思疎通及び相互理解を図ることが出来た。	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座 ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。
2	住まいの相談会の実施	住宅政策課	住まいの安全を確保するために、木造住宅の耐震診断、増改築や修繕などの相談会を実施します。	継続実施 ・住宅増改築相談:月~金(8時30分~17時) ・住まいのなんでも相談会:毎月(2日~5日間)	市民が安心して住宅のリフォーム相談が出来るよう市内の施工業者の団体を紹介する「住宅増改築相談」を実施した。 また、本庁舎市民ホール及び八王子駅南口総合事務所展示スペースで市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」を実施した。 ・住宅増改築相談: 71件 ・住まいのなんでも相談会 :開催日数 26日 相談件数 61件 ・耐震フェア(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催) :開催日数 2日 相談件数 5件 来場者数 474名	市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることができている。	継続実施 ・住宅増改築相談:月~金(8時30分~17時) ・住まいのなんでも相談会:毎月(2日~5日間)		

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する 令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況 (実績・成果物)	自 己 評 価 (効果・期待)	令和2年度の取り組み予定 (内容・時期)	
「続」 1-2 安心できる市内消費環境づくり	(3) 適正な表示、適正な取引の実現	1 商品の表示に関する検査・指導の実施	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北西地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:9月・10月 検査地域:北西地域 家庭用品:21店舗(63品目) 電気用品:7店舗(10機種) ガス用品:1店舗(2機種) 液化石油ガス器具:2店舗(4機種) 消費生活用製品:10店舗(22機種)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:南東地域	
		2 適正な計量に関する検査・指導の実施	消費生活センター	計量法に基づき、はかり定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施するとともに、ホームページなどを通じ、立入検査結果等についての情報を発信する。 定期検査実施期間:4~8月 立入検査実施時期:(前期)6月~7月(後期)10~12月 買取検査実施時期:12月	市内全域を対象に、小型・中型はかりの定期検査を実施した。 また、スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施するとともに、計量制度の周知を図った。 【定期検査】 検査期間:5月~8月 検査戸数:942件 検査個数:はかり 2,115個 分銅・おもり 603個 【立入検査】 検査時期:6月・7月 検査地域:南東地域 検査戸数:45件 検査個数:1,026個 【買取検査】 実施時期:12月 検査品名:コーヒー製品 検査品目数:4品目 検査個数:12個	はかりの定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、検査結果をホームページで発信することで、計量情報の周知が図られた。	計量法に基づき、はかり定期検査、商品量目立入検査、商品買取検査を実施するとともに、ホームページなどを通じ、立入検査結果等についての情報を発信する。 定期検査実施期間:4月~6月 立入検査実施時期:(前期)6月・7月※コロナウイルス感染拡大防止により中止(後期)10・11月 買取検査実施時期:12月	
「消費者教育の推進」 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	(1) 効果的な啓発・情報提供の推進	1 多様な形態での情報提供	消費生活センター	多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行う。 パネル展:随時 生涯学習フェスティバル:10/26 消費生活フェスティバル:2/8 消費生活ニュースのSNSによる発信	多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行った。 ・パネル展:随時 ・生涯学習フェスティバル:10/26 来場者:91人 ・消費生活フェスティバル:2/8 参加者:300人 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・パルシステムによる注意喚起情報チラシの組合員への個配 17,000世帯 ・ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示 4~5月 ・はちバス車内広告掲示 4~5月	各イベントで消費生活の周知啓発が実施できた。また消費生活フェスティバルは、新型コロナウイルスの関係で、来場者数は昨年よりも減ったものの、東京都との共催講演会を同時開催し、ラジオ・地域誌上でイベントの開催を案内し、消費生活に関する情報提供を図った。 またホームページ上では重要な消費生活情報を随時更新し、SNSを用いた情報発信により、若年層への知識啓発を図り、JR八王子駅北口地下自由通路やはちバスの車内広告でポスター等の掲示を行い、悪質商法からの被害防止を呼び掛けることができた。	市広報・ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行う。 ・パネル展:随時 ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・消費生活フェスティバル:2月初旬 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・注意喚起情報チラシの個配 2~3回 ・ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示 ・はちバス車内広告掲示	
		2 専門的な講座の実施	消費生活センター	(独)国民生活センター、東京都金融広報委員会など専門的な知識をもった関係機関と連携して消費者教育に関する講座を実施します。	消費生活講座・講演会など市民のニーズをとらえた内容で実施する。 ・夏休み親子見学会 1回 28名 ・消費生活講座 3回 42名 ・月間講演会八王子会場(共催) 1回 72名 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催) 1回 32名	各講座・講演会を実施することで、幅広い年代の市民に消費生活の啓発が図られた。	消費生活講座・講演会など市民のニーズをとらえた内容で実施する。 ・夏休み親子見学会 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会	
		3 出前講座などの啓発活動の推進	消費生活センター	消費者トラブルを回避するために、出前講座やパネル展・消費生活フェスティバルといったイベントなどの様々な機会、効果的な啓発活動を推進します。	出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図る。 ・消費生活フェスティバル 2/8 ・月間講演会八王子会場(共催) 11/22 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催) 2/8	出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図った。 ・出前講座 9回 参加人数:331人 ・消費生活フェスティバル 2/8 参加者:300人 ・月間講演会八王子会場(共催) 11/22 参加者:72人 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催) 2/8 参加者:32人	高齢者あんしん相談センターや市民団体に出前講座を行い認知症高齢者などの消費生活被害に関する啓発などが図られた。 また各イベントで消費生活の周知啓発が実施できた。また消費生活フェスティバルは、新型コロナウイルスの関係で、来場者数は昨年よりも減ったものの、東京都との共催講演会を同時開催し、ラジオ・地域誌上でイベントの開催を案内し、消費生活に関する情報提供ができた。	出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図る。 ・出前講座 ・消費生活フェスティバル 2月初旬 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月下旬 ・東京都共催講演会 12月上旬
		4 民間施設への啓発冊子の配備	消費生活センター	情報が得にくい高齢者が消費者被害などの情報を把握しやすいように公の施設だけでなく、民間の施設への啓発冊子の配備などを推進します。	会議などで民間施設を訪れた際に啓発冊子などの配架を依頼する。 毎月発行する消費生活ニュースを保育園幼稚園課と連携して保育所、幼稚園へ送り、保護者向けに掲示・配布を依頼する。	高齢者あんしん相談センターや保育園、幼稚園などに消費生活啓発冊子等を配付した。 ・高齢者見守りリーフレット配布 高齢者あんしん相談センター19か所 ・消費生活ニュースの配布及び配信 高齢者あんしん相談センターに配布、保育園・幼稚園にメール配信(毎月) ・「子どもを事故から守る! 事故防止ハンドブック」(消費者庁作成冊子)を保育園・幼稚園・子ども家庭支援センター・市保健福祉センターへ配布	公共施設ばかりでなく、民間施設で啓発資料の掲示・配布を行うことで、より多くの市民へ啓発が図られた。	引き続き協力を得られる民間施設へ啓発冊子などの配架を依頼する。 毎月発行する消費生活ニュースを保育園幼稚園課と連携して保育所、幼稚園へ送り、保護者向けに掲示・配布を依頼する。
教育	各種イベントでの啓発	消費生活センター	市民と協力して、消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、パネル展などの様々なイベントの機会を利用して消費者に啓発活動を実施します。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を利用して、消費生活推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル:6/1 ・生涯学習フェスティバル:10/26 ・消費生活フェスティバル:2/8	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施した。 ・環境フェスティバル:6/1 アンケート協力:500人 ・生涯学習フェスティバル:10/26 来場者:91人 ・消費生活フェスティバル:2/8 参加者:300人 ・パネル展:随時	各イベントで消費生活の周知啓発が実施できた。また消費生活フェスティバルは、新型コロナウイルスの関係で、来場者数は昨年よりも減ったものの、東京都との共催講演会を同時開催し、ラジオ・地域誌上でイベントの開催を案内し、消費生活に関する情報提供ができた。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定)	

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)	
「続」消費者教育の推進 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み (2) ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	1	幼児・保護者等の消費者教育	消費生活センター	生涯学習フェスティバルや環境フェスティバル、児童館こどもシティなどのイベントに参加し消費者教育を実施する。 ・環境フェスティバル:6/1 ・生涯学習フェスティバル:10/26 ・消費生活フェスティバル:2/8 ・こどもシティ:開催日未定 消費生活ニュース:毎月発行 H31.4～R2.3月号	生涯学習フェスティバルや環境フェスティバル、児童館こどもシティなどのイベントに参加し消費者教育を実施した。 ・環境フェスティバル:6/1 アンケート協力:500人 ・生涯学習フェスティバル:10/26 来場者:91人 ・消費生活フェスティバル:2/8 参加者:300人 ・こどもシティ:新型コロナウイルス感染拡大防止により中止 ・消費生活ニュース:毎月発行 H31.4～R2.3月号	各イベントで消費生活の周知啓発が実施できた。特に消費生活フェスティバルは、東京都との共催講演会を同時開催し、多くの方が来場して、消費生活に関する情報提供ができた。 また、こどもシティは新型コロナウイルス感染拡大の影響でイベントが中止となったが、保育幼稚園課の協力を得て、市内保育園に消費生活ニュースを発送し、その保護者に対して消費生活に関する情報提供を行うことができた。	生涯学習フェスティバルや環境フェスティバル、児童館こどもシティなどのイベントに参加し消費者教育を実施する。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・消費生活フェスティバル:2月上旬 ・こどもシティ:3月中旬 消費生活ニュース:毎月発行R2.4～R3.3月号	
			保育幼稚園課	引き続き、「八王子市消費生活ニュース」を配布し、必要な情報を提供する。	「八王子市消費生活ニュース」を市内保育園や幼稚園等へ配布し、積極的に情報提供を行った。	適宜、必要な情報を提供することができた。園児やその保護者に対する分かりやすい情報提供については、今後充実を図る必要がある。	引き続き、「八王子市消費生活ニュース」を配布し、必要な情報を提供する。	
	2	学校教育における消費者教育	小さい頃から消費に対する関心を高めていくために、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	小・中学校教員を対象に各副読本についてのアンケートを実施し、各「資料作成委員会」でより使いやすい読本となるよう検討し、指導課と共に継続して副読本を印刷・配付する。	小・中学校教員を対象に各消費者教育副読本についてのアンケートを実施し、その結果を基に小・中学校各「資料作成委員会」で内容を検討して、より使いやすい副読本を指導課と共に継続して作成して各学校へ配付した。 ・小学3年生向け「わたしたちのくらしと商店の仕事」 5,050部作成 9月～10月アンケート実施。11月アンケート集計 資料作成委員会(開催1回)で内容検討を行い、その後の詳細については、文書で意見集約した。 ・中学生向け「磨け!消費者力」 5,150部作成 (平成31年)2月～3月アンケート実施。4月アンケート集計 資料作成委員会(開催1回)で内容検討を行い、その後の詳細については、文書で意見集約した。	実際の授業の場で使用する教員のアンケートの意見を反映して作成したことにより、より効果的な内容の副読本を作成することができた。 また、教員向けの活用の手引きや解答例を充実させ、教員が見やすいように広くデータを公開した。これにより、より効果的に教員が使用し、消費者教育の推進が図られることが期待される。	教員に消費者教育の必要性を認識してもらうため、教員向け研修会を開催し、それにより副読本の更なる活用を推進する。 また、引き続き資料作成委員会を開催して、現場の教員の声を反映して副読本を作成する。
			指導課	・市立小・中学校においては、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施する。 ・税務署と連携した取組を実施する。	・学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施した。 ・税務署等が主催する「租税教室」を市立小・中学校で実施し、令和元年度は小学校28校、中学校2校で実施した。	社会科や家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施したことにより、消費者として自分の将来に結びつく学習を行うことができた。	・市立小・中学校においては、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施する。 ・税務署と連携した取組を実施する。	
	3	大学と連携した消費者教育	学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	消費生活センター	若者向け消費者被害防止リーフレット・クリアファイルの配布などを実施する。また、大学と連絡を密にとり、研修会出席者や新入学ガイダンスへの参加校を増やす。	新入学生対象ガイダンスや新入学向け啓発物品の配布、大学教職員向け研修会の実施、大学生向け消費者被害防止リーフレット、クリアファイル等を新入学生へ配布した。 ・新入学生対象ガイダンス 3校(3,350名) ・消費者被害防止クリアファイル配布 5校(5,900部) ・大学教職員向け研修会 1回7校7名、市職員1名 ・大学新入生向け情報誌BIGWESTへ消費生活注意情報などを掲載	様々な機会を利用し、大学生への情報提供や啓発が図られた。新入生ガイダンスやクリアファイル配布数が増加した。	若者向け消費者被害防止リーフレット・クリアファイルの配布などを実施する。また大学と連携を図り、大学生への情報提供を行う。 ・新入学生対象ガイダンス ・消費者被害防止クリアファイル配布 ・大学教職員向け研修会 ・大学新入生向け情報誌BIGWESTへ消費生活注意情報などを掲載
			学園都市文化課	大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、八王子市による消費生活に関する出前講座実施についての情報提供を行う。	大学コンソーシアム八王子が発行する新入生向けの生活便利帳「BIG WEST2019」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配付した。また、一部の大学等の新入生ガイダンスでは、本冊子を活用して八王子市を紹介する際に、学生を狙った悪徳商法の事例を紹介するとともに、被害にあった場合の対応について情報提供した。 新入生ガイダンス実施校:7校 参加人数 6,334名 (大学コンソーシアム八王子加盟校の新入生25,745名のうち24.6%) BIG WEST2019:年1回発行 40,000部	新入生向けの生活便利帳の発行及び各大学等での新入生ガイダンスを通して、新入生への情報提供を行うことはできた。今後、より多くの新入生に啓発するため、ガイダンスでの説明について、大学等に協力を呼び掛けていく。 また、大学コンソーシアム八王子や八王子学生委員会のSNS等を活用し、学生に対する啓発を行っていく。	大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、八王子市による消費生活に関する出前講座実施についての情報提供を行う。	
	4	高齢者への効果的な情報提供	消費者被害にあうリスクの高い高齢者に対して安心して消費生活を送ることができるように、高齢者に目ごろ接している関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	出前講座のPRを行い、高齢者を含む受講者を増やす。また、社会福祉協議会と協力しサロンのスタッフを対象に悪質商法被害防止のための高齢者見守り講座を実施し、情報提供を行う。	出前講座及び高齢者見守り講座を実施し、情報提供を行った。 ・出前講座 9回 331名 ・高齢者見守り講座 12回 273名 ・パルシステム会員へ商品配達時に注意喚起情報チラシを個別配布 ・広報特集号(9月1号)で出前講座のPRを実施	悪質商法被害防止のための高齢者見守り講座を12か所で実施した。高齢者及び高齢者を見守る立場の関係者に対し、悪質商法被害防止と早期発見の啓発が図られた。また、被害解決の相談先として消費生活センターの周知が図られた。	出前講座等のPRを行い、高齢者を含む受講者を増やす。 ・出前講座 ・高齢者見守り講座 ・注意喚起情報チラシの個配 ・広報特集号(9月1号)で出前講座のPRを実施
			福祉政策課	引き続き、関係団体と連携し、情報提供を行う。	東京都民生児童委員連合会や東京都、市内関係所管からの依頼に基づき、民生委員・児童委員が一人暮らし高齢者宅を訪問する際に悪質商法詐欺等の情報提供に努めた。また、実際に民生委員宅に送付された特殊詐欺のはがきを、民生委員全員で情報共有して、事例として学習した。	一人暮らし高齢者に直接配布・説明を行える民生委員・児童委員を通じての情報提供の効果は大きいと考える。	引き続き、関係団体と連携し、情報提供を行う。	
			高齢者福祉課	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	高齢者あんしん相談センターと情報共有し、被害を未然に防ぐことに努めた。また、消費生活センターからのパンフレット等を各高齢者あんしん相談センターへ配付し、普及・啓発を行った。高齢者あんしん相談センター発行の「高齢者あんしん相談センターだより」等のチラシも配布することで被害防止に努めた。	高齢者あんしん相談センターと情報共有しながら、消費者被害防止対策等の周知の強化を図ることと、適宜、市民にとって必要な情報を提供することはできた。	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				主な取り組み	担 当 課				
		事業名	課 名		主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)	
「統」 消費者教育の推進	「統」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	5 障害者への効果的な情報提供	消費生活センター	社会福祉協議会などに、出前講座のPRを行い、障害者や生活支援員向け講座の実施。	広報特集号(点字版・声の広報)の発行や市保健福祉センターへの消費生活ニュースの配布により情報提供を実施した。 ・広報特集号で情報提供と出前講座のPR実施(9月1日号) 282,092部 ・消費生活ニュース配布 毎月発行(4月～3月)	主に高齢者あんしん相談センターに出前講座を行い認知症高齢者などの消費生活被害に関する啓発などが図られた。	社会福祉協議会などに、出前講座のPRを行い、関係機関に周知を図る。		
			障害者福祉課	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に係る虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。	国や都などからの消費生活に関する情報提供がなかったため、福祉施設等に対する通知は行っていないが、福祉施設等に係る虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかけた。	一定程度の啓発促進は行えた。	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に係る虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。		
		6 外国人市民を対象とした消費者トラブル防止の啓発	消費生活センター	外国人向け情報誌「Ginkgo」で消費生活の啓発に関する情報を掲載する。	多文化共生推進課が発行する外国人向け情報誌「Ginkgo」3月号、「外国人のための暮らしの便利帳」及び市ホームページへ消費生活相談についての記事を掲載した。	外国人市民に対して消費生活相談の周知が図られた。	外国人向け情報誌「Ginkgo」で消費生活の啓発に関する情報を掲載する。		
			多文化共生推進課	引き続き、外国人向け情報誌「Ginkgo」などの媒体で、消費者トラブル相談窓口の情報提供や啓発活動を行うとともに、サポートデスクでの相談事業を実施する。	「在住外国人サポートデスク」において生活相談、並びに専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施。また、外国人向け情報誌「Ginkgo」3月号にて消費生活相談に関する情報提供を行った。 ・在住外国人サポートデスク:月～土曜日 午前10時～午後5時 相談件数 1,187件 ・専門家による外国人個別相談 行政書士相談:毎月開催 12回 弁護士相談:6,10, 12, 3月開催 4回 ・外国人向け情報誌「Ginkgo」3月号 4か国語(発行部数 2,268部)	外国人市民が消費者トラブルに巻き込まれた際に相談可能な窓口として、「在住外国人サポートデスク」における生活相談、並びに専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施した。 また、外国人向け情報誌「Ginkgo」3月号に、消費生活相談窓口についての記事を掲載し、適切に情報提供することができた。	外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費者トラブル相談窓口の情報提供や啓発を行うとともに、在住外国人サポートデスクにて相談事業を実施する。		
		7 地域活動団体等への学習支援	消費生活センター	引き続き八王子市消費者団体連絡会の開催や企画提案講座の支援、また、消費生活フェスティバルを共催し、活動支援や学習機会を提供する。 ・八王子市消費者団体連絡会:4回開催 ・消費生活フェスティバル:2/1	消費者団体連絡会に情報提供などを行い、各消費者団体の活動支援・連携強化を行った。 ・八王子市消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活フェスティバル:2/8 300名	消費者団体連絡会を開催し、消費生活に関する情報交換を活発に行ったことにより、各団体間の連携の強化につながった。 消費生活フェスティバルは、東京都との共催講演会を同時開催し、消費生活に関する情報提供ができた。	引き続き、消費者団体連絡会の開催や企画提案講座の支援、また、消費生活フェスティバルを共催し、活動支援や学習機会を提供する。 ・八王子市消費者団体連絡会:4回 ・消費生活フェスティバル:2月上旬		
			児童青少年課	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。	子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」で、参加した子どもを対象に、小遣い帳作りなどお金についての消費者教育を実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため、中止とした。	実施できなかったことから、効果・期待なし。	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。		
			生涯学習政策課	出前講座の周知を広げて活用を促し、市民の生涯学習意識の向上と、市政理解の推進を図る。	全136の出前講座のうち、消費生活センターが実施する2講座については、計9回開催し、331名が受講した。	受講者に対し、悪徳商法の被害を自己防衛する術や、高齢者を消費被害から守るために周囲の人が見守るポイントを啓発できた。	新型コロナウイルス感染症の流行状況を注視しつつ、市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。		
		教育	新社会人等	・新入社員に対する周知・啓発	消費生活センター	産業政策課で実施する中小企業対象新入社員合同研修、新入社員指導担当者合同研修等を利用して、新社会人に対して啓発を行う。	産業政策課で実施した中小企業対象新入社員合同研修を利用して、新社会人に対して啓発物品を配布した。 ・研修開催時に実施 申込者25人(内参加者4月:21人、9月:23人、2月:22人)	悪質商法に狙われやすい新社会人に対して、消費生活に関する啓発が図られた。	産業政策課で実施する中小企業対象 新入社員合同研修、新入社員指導担当者合同研修等を利用して、新社会人に対して啓発を行う。
		教育	成人一般	・情報紙の発行、出前講座の実施 ・社員研修等への講師派遣、出前講座の実施 ・啓発用DVDの作成、貸出 ・消費者教育に関連した講座の開設・実施	消費生活センター	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報消費生活特集号を発行し、啓発を行う。出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行った。広報消費生活特集号の発行、出前講座や消費生活講座の実施により、市民に情報提供を行った。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行(7・12・3月) ・出前講座 9回 331名 ・消費生活講座 4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) 42名 ・月間講演会八王子会場(共催) 1回 72名 ・東京都共催講演会(消費生活フェスティバル同時開催) 1回 32名 ・広報消費生活特集号発行(9月1日号) 282,092部 ・みらいひろば 2回 44名	ホームページや広報紙、ポスター、チラシなどによる消費者被害情報の提供や講座・講演会の実施により、市民への消費生活に関する啓発が図られた。	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報消費生活特集号を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行(7・12・3月) ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報消費生活特集号発行(9月1日号)

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)	
「続」 消費者教育の推進 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	(3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	1 食育と地産地消の推進	健康政策課	第2期八王子市食育推進計画に基づき、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージを対象に、地域一体となった取り組みを進めます。また、新鮮・安全・安心な農産物を提供する「地産地消」を推進します。	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく予定。	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供した。 開催日 5月19日 来場者 11,072名	「健康フェスタ・食育フェスタ」に1万人を超える来場者が訪れ、多くの方に普及啓発を行うことができた。	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく予定。 ⇒コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため中止
		農林課	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給(道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/20・21 JA秋の植木市 10/19・20 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/8～10 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 5農園 296区画 ひよどり山農園 400区画 農業体験 じゃがいも掘り 6/30 親子稲作体験 6/1、10/5、11/2 農業ツアー 7/20 さつまいも掘り 10/10 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給(道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/20・21(来場者数9,000人) JA秋の植木市 10/19・20(来場者数4,000人) JA農業祭・農林畜産物品評会 11/8～10(来場者数10,000人) 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 5農園 296区画 ひよどり山農園 400区画 農業体験 じゃがいも掘り 6/30(親子36組129名) 稲作体験 6/1、10/5、11/2(親子10組28人) 農業ツアー 7/20(親子32組64人) さつまいも掘り 10/20(親子18組66人) 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り・りんご狩り・キウイフルーツ狩り	消費者の食に対する安全・安心への要求に応え、道の駅やJA直売所、庭先販売等で新鮮な地場農産物の供給を行った。 また、生産者と消費者の交流を図るため、農園事業や農業体験、観光農園のPRを行った。	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給(道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA秋の植木市 10/17・18 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/13～15 ※予定していたJA春の植木市は新型コロナの影響により中止 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 5農園 285区画 ひよどり山農園 400区画 農業体験 さつまいも掘り 10月上旬 酪農体験 日程未定 ※予定していたジャガイモ掘り、稲作体験、農業ツアーは新型コロナの影響により中止 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り・りんご狩り・キウイフルーツ狩り		
		指導課	小中学校においては、食育リーダーを中心とした食育推進体制を組織し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践します。	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、各教科及び給食時間を通じた食育を推進する。	組織的な食育の推進のため、食育リーダーを中心に、各教科と食育を結びつける「全体計画・年間計画」を作成、実践した。	「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得につながった。	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、各教科及び給食時間を通じた食育を推進する。	
保健給食課	これまで実施した郷土料理を引き続き取り入れ、日本や地域の伝統的な食文化の理解を深め、更に八王子の歴史や文化に触れ、郷土愛や感謝の心を育むことで、次世代につなげる機会をつくるため、八王子の歴史文化継承の献立を取り入れ、地場野菜の使用にも力を入れていく。(随時) 多方面からのオリンピック・パラリンピック教育と連携し、「世界ともだちプロジェクト」の一環として、引き続き開催国18か国の料理を全校で実施し、様々な価値観を尊重する心、豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを育成する。(毎月) 各校に適した内容の料理教室や、給食室の調理体験などをとおし、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を、柔軟に研究していく。(三期休業中) センター方式による全員給食に備え、小・中9年間で、発達段階に応じた計画的な食育教材を充実させるため、中学生に向けた食育の研究にも集中的に取り組んでいく。	①八王子にゆかりのある食材や料理を取り入れた「桑都御膳」「夕焼け小焼け御膳」「滝山御膳」を給食で提供した他、食育メモや給食時間の食育指導を活用して八王子の歴史や文化を伝えた。 また、地場野菜の使用量は年々増加しており、元年度の使用率は26.3%(前年度より6.6%増)だった。野菜以外にもブルーベリー、米など、地場農産物を全校で使用する取り組みを行っており、昨年度はパッションフルーツを初めて提供した。 ②オリンピック・パラリンピック教育の一環として「世界の食文化」を学ぶ取り組みを毎月実施し、食育メモや掲示物を通じて料理の説明やその国の食文化、オリンピック開催時の日本人選手の活躍等を紹介した。また、ラグビーワールドカップ日本大会の開催にあわせて対戦国の料理を提供した。スポーツを通じて世界の食文化に触れる機会を増やすと同時に、日本の伝統的な食文化(和食)の良さを再発見できるよう取り組んだ。 ③三期休業中(主に夏期)を利用して、料理教室や食育教室を実施した。参加者総数は1756名(前年度より45名増)だった。例年、家庭科室を使用する学校が多いが、元年度はより多くの児童が調理に親しむ機会を持てるよう、給食室を併用して実施した学校が複数あった。 ④2年度より、一部の中学校においてセンター給食が開始されることに伴い、年間を通じた食育が実施できるよう食育推進計画を作成した。また30年度に引き続き、元年度もセンター給食開設に向けて食育の研究班を設置し、現在小学校で使用している食育メモや給食時間の指導教材を、中学生向けの内容にして作成した。特に食育メモは市小学校全校で活用している教材で児童に馴染みがあるため、中学校でも継続して活用し小中一貫の食育推進の充実を図る。	①八王子にちなんだ給食や食材を提供したことで、八王子の文化や魅力を子どもたちに伝えることができた。また、地場農産物の使用率が上がったことで、地場の良さである「新鮮さ」をより味わえるおいしい給食を提供することができた。 ②世界の料理を通常献立の一つとして提供するのではなく、子どもたちにも馴染みのあるオリンピックにからめたイベント献立として提供したことで、世界の料理や食文化への興味を、より強く持つてもらったことができた。世界の料理は、メニュー名だけでは内容が想像し難いものもあるが、逆に「どんな料理なんだろう」という子どもたちの興味をかき立て、給食への関心を持たせるきっかけにもなった。 ③例年の料理教室の内容に加えて、一部学校では給食室の機器を使用した調理や見学を実施した。給食室内の機器や器具に触れ、給食への興味も深めることができた。 ④小学校と同様の食育教材を作成したことで、栄養士が常勤されていない中学校であっても、生徒が食の情報に触れる機会を持ち、自分の食生活への関心や知識の習得を促すことができると期待する。	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 多方面からのオリンピック・パラリンピック教育と連携し、「世界ともだちプロジェクト」の一環として、引き続き開催国の料理を毎月全校で提供し、様々な価値観を尊重する心、豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを育成する。 各校に適した内容の料理教室や、給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、料理教室以外にも、家庭で取り組める料理レシピの提供等を行い、家庭における食育支援に取り組む。 2年度より順次開始するセンター方式による中学校給食を安全・安心に提供する。また、センター施設を活用して、生徒が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設ける。 小中一貫で、発達段階に応じた計画的な食育教材を充実させるため、中学生に向けた食育の研究にも引き続き取り組んでいく。				
3 環境に配慮した消費行動	環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。	環境政策課	環境フェスティバル:6月1日 里山サポーター育成講座 フォロー講座 7月・9月・2月 初心者向け講座 10月～令和2年2月 ステップアップ講座 10月～令和2年2月 環境保全活動を担う人材を育成するほか、その人材の活用を図る。また、講座等の内容を時代と市民のニーズに合わせる。	6月1日に環境フェスティバルを開催し、56,000名が来場した。 また、里山保全活動を担う人材の育成講座として、「里山サポーター育成講座」を開催した。10月から2月にかけて初心者向け講座を全9回実施し、12名が修了したほか、平成30年度以前受講生を対象に、フォロー講座を2回、ステップアップ講座を1回実施した。	環境フェスティバルでは、多くの方が来場し、子どもから大人まで、環境について楽しみながら学ぶ機会を提供できた。 里山サポーター育成講座については、昨年度よりも多くの受講生が修了(平成30年度:8名)し、地域の環境保全に取り組む市民団体への新規加入した修了者もいた。また、今年度初開催となったステップアップ講座には過年度の受講生が14名参加した。	環境フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。 里山サポーター育成講座は、規模を縮小して実施を検討中。 環境保全活動を担う人材を育成するほか、その人材の活用を図る。また、講座等の内容を時代と市民のニーズに合わせる。		

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)	
「統」 消費者教育の推進 2-1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	3	[統]環境に配慮した消費行動 (環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。)	ごみ減量対策課	さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みをイベント等で啓発していく。 ・フラワーフェスティバル由木(4月) ・環境フェスティバル(6月) ・マイバッグの日イベント(10月) ・戸吹クリーンフェスタ(10月) ・あったかホールまつり(11月) ・消費生活フェスティバル(2月) また、ダンボールコンポスト講習会を実施する。(目標開催回数30回、目標参加者数延べ400名) 経験者向け講習会への参加を促し、取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。さらに取り組む市民に講習会やイベントにかかわる機会を設け、普及協力者を増やしていく。	【イベントでの啓発】 さらなるごみの減量・資源化を図るため、下記のイベントに参加し、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みをブースを訪れた多くの市民に対して啓発した。 ・フラワーフェスティバル由木(4月) ・環境フェスティバル(6月) ・マイバッグの日イベント(10月) ・消費生活フェスティバル(2月) なお、出展を予定していた戸吹クリーンフェスタ・あったかホールまつりは、台風19号に伴い発生した廃棄物処理のためイベント自体が中止。 【ダンボールコンポスト講習会】 あったかホール、市民センターにおいて、ダンボールコンポスト講習会を開催、生ごみのたい肥化に取組む市民の増加を図った。 ・32回開催 446人参加	各種イベントでのごみ・資源物の適正排出、3Rの取組啓発、また、生ごみをたい肥化するダンボールコンポストの講習会を実施し、広く市民に対して環境に配慮した消費行動の啓発を行うことができた。	さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みをイベント等で啓発していく。 ・フラワーフェスティバル由木(4月) 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 ・環境フェスティバル(6月) 【新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止】 ・八王子駅前イベント(10月) ・戸吹クリーンフェスタ(10月) ・あったかホールまつり(11月) ・消費生活フェスティバル(2月) また、ダンボールコンポスト講習会を実施する。(目標開催回数30回、目標参加者数延べ400名) 取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。さらに取り組む市民に講習会やイベントにかかわる機会を設け、普及協力者を増やしていく。	
			北野清掃工場水再生課 水再生施設課	引き続き、施設見学による情報発信・提供を行う。また、各種イベント、出張講座、近隣町会との協働事業等に関し、北野環境教育・学習委員会の更なるレベルアップのために体制、活動内容の再構築を図る。 【総合的な環境情報発信、提供】 実施期間 通年	平成30年度に引き続き、北野環境関連施設を社会科見学等で訪れる小学生・市民・各種団体等に、職員の説明・見学・見学用DVDを通して情報を発信し環境関連施設の役割・意義を伝えた。 市内小学校の社会科見学を受け入れ、見学後に学校から成果品(壁新聞)を募集、入選作品を表彰し子どもたちの環境への意識の高揚を図った(表彰式を開催しているあったかホールまつりが台風19号の影響で中止となったため、本年度の表彰式は各校で行った) 市内公園から発生した剪定樹木を原料とした「木質バイオマスボイラー(愛称『ポカポカ足湯』)」は前年に引き続き再生可能エネルギーの普及啓発・エネルギーの地産地消化に貢献し、地域住民のコミュニケーションの場として定着している。 【令和元年度実績】 環境関連施設見学者数 62件 3,515名 職場体験受入者数 7件 31名 壁新聞コンテスト(第8回)応募者数 23校 1,805名 足湯施設利用者数 9,346名 環境フェスティバルへの出展、足湯施設や施設見学のリーフレットを作成、環境関連施設来場者へ花の苗を7月と12月に配布。本年度はその様子をSNSに投稿し積極的に情報発信した。第四小学校・明神町二丁目町会との「花植え協働事業」を6月に実施。花植え事業は令和元年度で計4回実施し300名の参加があった。11月のあったかホールまつりへも出展を予定していたが、台風19号の影響で中止となった。	台風などの悪天候や新型コロナウイルス感染症拡大の影響が多少あったが、北野環境関連施設の見学者数は前年と比べると若干増、社会科見学で足湯を体験してもらうなどしたこともあり、足湯利用者数も大幅に増加、市民の環境関連施設への意識づけ・PRの充実を図れた。北野清掃工場・水再生施設課などの組織の今後も見据え、市民・学校・近隣町会等との協働事業への転換を図っているが、体制・活動内容などは検討を継続する必要がある。	令和2年度も同様に施設見学による情報発信・小学校・町会等との協働事業を計画しているが、新型コロナウイルス感染症拡大による事業精査により、大きく見直すこととなる見込み。	
			戸吹クリーンセンター	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行います。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行います。 参加イベント ・環境フェスティバル(6月1日) ・マイバック利用店頭啓発活動(10月) ・あったかホールまつり(11月)	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行った。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月20日)は台風19号の影響により中止。 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行った。 参加イベント ・環境フェスティバル(6月1日) ・マイバック利用店頭啓発活動(10月5日) ・あったかホールまつり(11月3日)は台風19号の影響により中止。	戸吹クリーンフェスタは中止のため評価できないが、参加したイベントを通じて、ごみの減量・リサイクルを推進するための関心と理解を深めることができた。	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行います。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行います。 参加イベント ・環境フェスティバル(6月)中止 ・マイバック利用店頭啓発活動(10月) ・あったかホールまつり(11月)	
	4	小中学校における環境学習	小中学校では、ごみや資源、自然や生命、エネルギーや地球温暖化、地域との連携など様々な形で環境教育に取り組みます。また、環境教育等の充実のため、公正かつ持続可能な社会の担い手を育む教育(ESD(*4))の視点を取り入れた教育活動を実施していきます。	指導課	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。	「学校教育における環境基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間計画を作成し、環境教育を実施した。	全市立小・中学校において「環境教育の目標」を設定し、よりよい環境にするために行動力をもつ児童・生徒を育成する取組を行うことができた。	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。
	教育	倫理的(エシカル)消費の啓発	障害者の作った製品やフェアトレード商品の購入など、人や社会・環境に配慮した消費行動を推進するため、倫理的(エシカル)消費(*3)関連の各種イベント、講座を実施します。 また、小学生向け消費者教育副読本「わたしたちのくらしと商店の仕事」と中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」の改訂版を継続して作成し、配付していく。	消費生活センター	広報消費生活特集号による啓発を行い、「倫理的(エシカル)消費」の浸透を図る。 また、「倫理的(エシカル)消費」の内容を盛り込んだ小・中学生向け消費者教育副読本の作成・配付や大学との連携事業で講義を行うなど、教育の場における意識の浸透を図った。 ・広報消費生活特集号 282,092部 ・消費生活講演会(都共催)「未来をつくるあなたの選択」(2月8日) 参加者32名 ・小学生向け消費者教育副読本「わたしたちのくらしと商店の仕事」5,050部(小学3年生配付) ・中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」5,150部(中学1年生配付) ・「課題解決型授業-エシカル消費をいかに市民に浸透させるか-」(明星大学との連携事業)(11月28日)参加者72名	広報消費生活特集号による啓発や講演会の開催により「倫理的(エシカル)消費」の浸透を図った。 また、「倫理的(エシカル)消費」の内容を盛り込んだ小・中学生向け消費者教育副読本の作成・配付や大学との連携事業で講義を行うなど、教育の場における意識の浸透を図った。	広報特集号の発行により、広く市民への啓発が図られた。 また、小・中学校での消費者教育副読本の活用や大学との連携事業に積極的に参加することで、教育の場における倫理的(エシカル)消費の推進を図ることができた。	引き続き、広報消費生活特集号による啓発を行い、「倫理的(エシカル)消費」の浸透を図る。 また、小・中学生向け消費者教育副読本の改訂版を継続して作成し、配付していくほか、あらゆる機会を捉えて倫理的(エシカル)消費の啓発を行っていく。
				指導課	平成30年度に作成した副読本を活用する。	平成30年度に作成した八王子市ならではの消費者教育ができる副読本を活用し、社会科・家庭科等で活用して授業展開に役立てた。	市内の中学生が、消費者としての権利と責任、また自身の行動が環境や社会に与える影響について正しい知識と理解を含める助けとなった。	令和元年度に作成した副読本を活用する。

(*4) Education for Sustainable Developmentの略。現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことを示します。

(*3) 障害者の作った製品、寄付付き商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品の購入など、消費者それぞれが、各自にとつての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。(出典 消費者庁「倫理的消費」調査研究会 中間とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～)

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)	
【消費者教育の推進】 2-2 の活用	(1) 消費者教育の担い手の育成	1 消費者教育の担い手の育成	消費生活センター	消費者が生涯を通じて学べるよう、消費関連団体をはじめ、学校や地域の人材、消費者個人など、消費者教育の幅広い担い手を育成して行きます。	消費生活センター 八王子市消費者団体連絡会の開催や消費生活講座の実施、消費生活フェスティバルを実施し、活動支援や学習機会を提供する。 八王子市消費者団体連絡会:4回開催 ・消費生活講座 4回 76名 ・消費生活フェスティバル:2/8	消費者団体連絡会の開催や消費生活講座等を実施し、消費者教育の担い手の育成を図った。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活講座 4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) 42名 ・消費生活フェスティバル:2/8 300名	消費者団体連絡会を開催し、消費生活に関する情報交換を活発に行ったことにより、各団体間の連携の強化につながった。 また、消費生活講座を開催し、様々な年代への消費者教育を行い、消費生活フェスティバルでは、東京都との共催講演会を同時開催し、消費生活に関する情報提供ができた。	消費者団体連絡会や消費生活講座等を実施し、活動支援や学習機会を提供する。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活講座 4回 ・消費生活フェスティバル 2月初旬
	(2) 効果的な教育資料の開発・活用	1 消費関連教育資料の開発と活用	消費生活センター 生涯学習センター図書館	自主的な学習活動の支援を行うため、消費生活に関連する図書・DVDなどの充実、啓発パンフレットや教材の開発等に努めます。また、消費生活に関する図書、DVD、ビデオなどの貸出を行います。	引続き、消費生活に関する図書やDVDの貸出の周知を図る。 また、啓発パンフレットや小・中学生向け消費者教育副読本の改訂版作成に努める。 令和元年度以降も行政連携テーマ展示の一環として継続的に取り組む予定。	消費生活センターの消費生活に関する図書やDVDの貸し出しパンフレットを配布して周知するとともに、閲覧・貸出できる図書のデータベースを作成、ホームページに掲載して、利用を促進した。 生涯学習フェスティバルで、消費生活に関する本(4冊)をビブリオバトルを通して紹介し、それらをセンター内図書コーナーに展示し、貸出を行った。 また、小・中学生向け消費者教育副読本を作成した。 ・図書等貸し出し 14件 ・小学生向け消費者教育副読本「わたしたしのくらしと商店の仕事」 5,050部作成 (小学3年生配付) ・中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」 5,150部作成 (中学1年生配付)	消費生活フェスティバルは、東京都との共催講演会を同時開催し、消費生活に関する情報提供ができた。 クリエイトホール(複合施設内)の事業連携として、消費生活に関わるさまざまな知識について、図書・DVDを通じて情報提供を行うことができた。	引続き、消費者教育に関する図書やDVDの貸し出しの周知を図る。 また、教員の意見を反映した小・中学生向け消費者教育副読本を作成(改訂)して、教育の場で多く使用してもらえるように努める。
	(3) 消費者団体・事業者団体等との連携	教育 消費者団体・事業者団体等との連携	行政の消費生活部門、教育機関や消費者団体だけでなく、事業者・事業者団体、民間機関など、消費者教育等を担う多様な団体・機関と連携し、それぞれの得意分野のノウハウを有効に活用していきます。	消費生活センター	消費者団体の企画提案事業を実施し、市民に対して啓発活動を行う。 ・八王子市消費者団体連絡会:4回開催 ・消費生活フェスティバル:2/8	消費者団体(フードバンク八王子)による企画提案講座は、新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止となったが、消費者団体連絡会を定期的に行い、連携して消費生活フェスティバルを開催した。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活フェスティバル:2/8 300名 パルシステム(生活協同組合)の協力のもと、組合員に注意喚起情報チラシの個別配布(17,000世帯)が可能になった。	消費者団体による企画提案講座の応募については、開催要領を検討し、講座の開催を目指したい。 また連絡会では、消費生活に関する情報交換を活発に行い、消費生活フェスティバルでは、協力して来場者への消費生活に関する情報の提供を行うことができた。 事業者の地域の安心・安全な消費生活に対する関心の高さを知ることができ、連携が深まった。	消費者団体の企画提案事業を実施し、市民に対して啓発活動を行う。 ・消費者団体連絡会:4回開催予定のうち3回開催(1回はコロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活フェスティバル 2月初旬 ・継続して注意喚起情報チラシの個配を事業者と協力し2~3回行う。
【消費者被害の防止・救済】 3-1 消費者被害の防止・予防	(1) 相談・情報提供による消費者被害の防止・救済	1 消費者被害事例の情報提供	消費生活センター	消費生活センターにおける相談内容に基づいて、類似被害の拡大防止のために、緊急被害情報や相談事例などを市広報、ホームページなどで情報提供します。また、市役所内の電子掲示板に掲載し、関係所管に対しても市民への周知を呼びかけます。	引続き、国や東京都からの情報や市の相談事例などから緊急被害情報を市広報、市ホームページ、SNSなどで情報提供する。 また、市職員向け電子掲示板に掲載し関係所管から市民に周知されるよう呼びかける。	新型コロナウイルス感染症等を始めとする相談事例等に関して、注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター掲示、チラシ配布、防犯メール、市広報、消費生活ニュースなどで市民への情報提供を行った。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4~3月号)	相談事例から、すばやく、また様々な手段で情報提供を行い広く市民に周知することで被害防止に貢献できた。	引続き、国や東京都からの情報や市の相談事例などから緊急被害情報を市広報、市ホームページ、SNSなどで情報提供する。 また、市職員向け電子掲示板に掲載し関係所管から市民に周知されるよう呼びかける。
	2 悪質事例の情報提供	悪質な取引事例などについてはホームページなどで情報提供し、注意喚起を行います。	消費生活センター	引続き、悪質な取引事例などを市広報、市ホームページ、SNS、消費生活ニュースなどで情報提供を行う。	消費生活センターへの相談が急増した架空請求について、注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター掲示、チラシ配布、防犯メール、消費生活ニュースなどで市民への情報提供を行うとともに、市職員向け電子掲示板に掲載し関係所管から市民に周知されるよう呼びかけた。 また、広報特集号に悪質商法の事例を多く掲載した。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4~3月号) ・広報消費生活特集号発行(9月1日号) 282,092部	相談事例から、すばやく、また様々な手段で情報提供を行い広く市民に周知することで被害防止に貢献できた。	引続き、悪質な取引事例などを市広報、市ホームページ、SNS、消費生活ニュースなどで情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4~3月号) ・広報消費生活特集号発行(9月1日号)	
	3 相談会の開催	消費者トラブルにあわないため、出張相談会などを開催します。出前講座やイベントなどの様々な機会で開催を図ります。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番や高齢者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施する。また、各種講座やイベントなどの機会に相談の周知を図る。	東京都と下記特別相談を実施した。 ・多重債務110番 9月:2日間、3月:2日間 相談件数3件 ・高齢者の消費者被害特別相談 9月:3日間 相談件数21件 ・若者のトラブル110番 3月:2日間 相談件数6件 このほか、講座やイベントの際に消費生活相談の周知を図った。	東京都と連携した多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施し、市広報やポスター掲示、チラシ配布を行い未相談者の掘り起しを行った。 このほか、各種イベントで消費生活相談の周知が図られた。	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番や高齢者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施する。また、各種講座やイベントなどの機会に相談の周知を図る。	
	4 啓発活動の推進	消費生活啓発推進委員会と連携し、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行います。	消費生活センター	フェスティバルを通じて消費者被害の未然防止に努める。 ・環境フェスティバル:6/1 ・生涯学習フェスティバル:10/26 ・消費生活フェスティバル:2/8	各フェスティバルを通じて消費生活啓発推進委員会と連携し、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行った。 ・環境フェスティバル:6/1 アンケート協力500名 ・生涯学習フェスティバル:10/26 91名 ・消費生活フェスティバル:2/8 300名	各フェスティバルでは悪質商法被害防止等の情報提供を行い、消費者被害の未然防止の啓発活動を行った。消費生活フェスティバルは、東京都との共催講演会を同時開催し、消費生活に関する情報提供ができた。	フェスティバルを通じて消費者被害の未然防止に努める。 ・環境フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル:(コロナウイルス感染拡大防止により中止予定) ・消費生活フェスティバル 2月初旬	
	5 成年後見制度等の制度周知	安心して消費生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレットの配布、講座の開催などにより、制度の周知を図ります。	福祉政策課	令和元年度事業計画として講演会3回、学習会8回開催予定。(学習会は2回増)パンフレットも引き続き増刷予定。	講演会 3回開催 参加人数 77名 学習会 7回開催 参加人数 117名(3月開催予定分については、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、中止した) パンフレット「成年後見制度の活用を応援します」(一部内容を改定)を2,000部増刷、相談や講演会、学習会、出前講座のときに配布し啓発普及に努めた。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、学習会1回が中止となったが、前年度より学習会を1回多く開催することができ、講演会や学習会を通じて制度周知を図ることができた。 学習会の参加人数については、前年度より減少しており、特に年度後期の参加人数が伸び悩んでいるため、適切な時期のPRの必要性を感じた。	令和2年度事業計画として講演会2回、学習会9回開催予定。 パンフレットも引き続き増刷予定。	

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和元年度取り組み実施状況等調査票

施策の方向				担 当 課				
	事業名	主な取り組み	課 名	主な取り組みに対する令和元年度当初実施予定	令和元年度実施状況(実績・成果物)	自己評価(効果・期待)	令和2年度の取り組み予定(内容・時期)	
【消費者被害の防止・救済】 3 2 消費者被害の救済	(1) 相談体制の充実による救済の強化	1 消費生活相談員による相談の実施	消費生活センター	引続き、消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行う。消費生活相談は4,884件で、前年度に比べ240件(約4.9%)減少した。昨年度まで急増していた架空請求の相談件数は減少したものの、健康食品や化粧品などの定期購入やリフォーム工事、新型コロナウイルス感染に関するトラブルなどの相談は増加傾向にある。 ・相談件数 4,884件(前年度相談件数 5,124件、4.7%減)	消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行った。消費生活相談は4,884件で、前年度に比べ240件(約4.9%)減少した。昨年度まで急増していた架空請求の相談件数は減少したものの、健康食品や化粧品などの定期購入やリフォーム工事、新型コロナウイルス感染に関するトラブルなどの相談は増加傾向にある。 ・相談件数 4,884件(前年度相談件数 5,124件、4.7%減)	適切な相談対応を行い被害の拡大防止・早期解決に努めた。	引続き、消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行う。消費生活相談員は、随時、研修等で専門的知識の向上を図る。	
		2 多重債務相談の実施	消費生活センター	引続き、消費生活相談員による相談を実施する。必要に応じて法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じ法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげた。 ・相談件数 91件(前年度相談件数 95件、4.2%減)	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じ法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげた。	引続き、消費生活相談員による相談を実施する。必要に応じて法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	
		3 専門的な相談の実施	消費生活センター	弁護士会などとの連携による専門的な相談を積極的に実施します。	引続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 月2回予定	弁護士による消費生活法律相談を毎月実施した。 ・相談件数 24回 116件	弁護士会などとの連携により、消費者トラブルにおける市民救済の強化が図られた。	引続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回予定
				市民生活課	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行っていく。また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 総合市民相談会 令和2年1月11日実施予定	年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行った。 【令和元年度相談件数】 法律相談 1,502組(うち多重債務 1件) 専門相談全体の満足度 95.2% 総合市民相談会 77組(満足度 98.6%)	各種専門相談について、市ホームページ・広報への掲載や、チラシの配布をすることで、市実施の相談について周知を図った。 また、いつでも相談が受けられる体制を整え、相談者の問題解決に寄与した。 令和2年(2020年)1月11日に総合市民相談会を開催した。	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行っていく。また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 総合市民相談会 令和3年(2021年)1月実施予定
	4 特別相談の実施	東京都と連携し、多重債務・インターネット・賃貸住宅などの特別相談を行います。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し、多重債務110番や高齢者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施する。	東京都と連携し、下記特別相談を実施した。 ・多重債務110番 9月:2日間、3月:2日間 相談件数:3件 ・高齢者の消費者被害特別相談 9月:3日間 相談件数:21件 ・若者のトラブル110番 3月:2日間 相談件数:6件 このほか、講座やイベントの際に消費生活相談の周知を図った。	東京都と連携し、多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施した。これら相談の周知については、市広報やポスター掲示、チラシ配布などで行い、未相談者の掘り起しが図られた。	引き続き、東京都などと連携し、多重債務110番や高齢者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施する。	
	(2) 関係機関と連携した事業者指導	1 悪質事業者の公表・指導	国、東京都、警察、弁護士会などと連携し、悪質事業者への指導、勧告、事業者名の公表などを行い、不適正な取引行為を防止します。	消費生活センター	引続き、国や東京都などの関係機関と連携し、悪質事業者への指導などを実施する。	警察からの照会に対し、相談情報の提供を実施した。 警察署 1件	警察と連携し、悪質業者による不適正な取引行為防止を行った。	引続き、国や東京都などの関係機関と連携し、悪質事業者への指導などを実施する。
		2 商店会、商工会議所との連携	商店会、商工会議所と連携し、事業者に対する指導の徹底を図ります。また、事業者に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用し、個人営業店を含めた事業者との情報交換及び情報収集を積極的に行い、事業者指導に向けて連携を図ります。	消費生活センター	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期:(前期)6月~7月(後期)10~12月	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行った。 【立入検査】 検査時期:6月・7月 検査地域:南東 検査戸数:45件 検査個数:1,026個	具体的な指導により、正確な計量の実施の確保を図ることができた。	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期:(前期)6月・7月※新型コロナウイルス感染拡大防止により中止(後期)10月・11月
	(3) 相談員の専門的知識の向上	相談員の専門的知識の向上	(独)国民生活センターなどの関係機関による研修へ計画的に参加し、相談員の専門的知識の向上を図ります。研修後は消費生活センターや市役所内関係課へのフィードバックにより、専門的知識や最新知識の共有に努めます。	消費生活センター	引続き、(独)国民生活センターや東京都が実施する研修に参加し、消費者教育や消費者被害の防止などに役立つよう相談員の専門的知識の向上を図る。	(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に積極的に参加し、終了後に受講した相談員が全相談員へ報告することで情報共有を図った。 ・国民生活センター研修 17講座 延24名 ・東京都研修 15講座 延42名 ・その他 2講座 2名	(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に参加し、消費者教育や消費生活相談対応のレベルアップが図られた。	引続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に参加し、消費者教育や消費者被害の防止などに役立つよう相談員の専門的知識の向上を図る。